

神 調 報

shin

cyo

hou

秋号

8・9・10

2012 No.415



ひとりとごと

「運動不足解消？」

オリンピックに触発されたわけではないが、室内用のトレーニングジムと電動ランニングマシンを購入した。長年続けてきたソフトボールを引退した途端、体が重く運動不足を感じるようになった。また、ソフトボールにかわる趣味として釣りやゴルフの誘いもあり、まずは、体力をつけねばと猛暑真っ只中の7月に購入した。

まず、猛暑の中、器具を組み立てるのにそれぞれ30分程要し、それだけで体重が2kg減った。トレーニングジムは油圧アームでベンチプレスができ、また、腹筋背筋が鍛えられるよう構成されている。ランニングマシンは時速3kmの歩行程度から時速16kmのランニングができる程度の速度が出せるが、室内で使用すると案外、速度を感じ、慣れないうちは時速6kmで足が纏れそうになった。また、カロリー計算や脈拍も計測してくれる。

ランニングなどは何もお金をかけずに近所を走ればいいのかもかもしれない。しかしながら里山の田舎暮らしでは、すれ違う人は大抵顔見知りで、何かといちいち面倒である。ひと気の少ない早朝にランニングと思いきや意外に散歩しているご近所さんが多い。これも面倒だ。もとより朝は苦手だ。夜はというと、付近は真っ暗でひと気はなくなり、うろうろ走っていれば不審者と間違われる危険性もある。タヌキやイノシシに出くわすハプニングもある。とても近所でランニングなどする気にはならない。

人目を気にせず、多少お金をかけても健康でいられるのなら、のつもりで購入して1カ月。トレーニングジムもランニングマシンもどうも稼働率が悪い。理由(言い訳)は…筋肉痛が…肩を負傷した…暑すぎる…等。当初の目標は今夏中に体脂肪率10%台、腹筋が割れるくらい鍛えることだったが、目標達成の可能性がなくなってきた。それどころか器具には、脱ぎ散らかした作業着や洗濯物がぶら下がるようになってきた。自己嫌悪に陥りながらも言い訳を探す自分がいた。きっと購入時期が悪かったんだ。暑い夏ではなく、運動がしやすい秋頃に購入すればよかったんだ、と。トレーニングジムとランニングマシンを横目に自分自身に言い聞かせた。もうちょっと涼しくなったらきっと頑張れるさ！

湘南第二支部 西野 稔

表紙

撮影・文 湘南南支部 荒川 原乗

測量中、猫が不思議そうにこちらを見ていた格好が面白かったので撮影しました。

目 次

土地家屋調査士倫理綱領	
1. 使命	不動産に係る権利の明確化を期し、 国民の信頼に応える。
2. 公正	品位を保持し、公正な立場で 誠実に業務を行う。
3. 研鑽	専門分野の知識と技術の向上を図る。

日調連 第 69 回定時総会	2
関ブロ 第 58 回定例総会	4
法律よもやまばなし	6
公嘱だより	8
平成 24 年度第 1 回会員・一般研修会	9
平成 24 年度関東ブロ新人研修会	11
平成 24 年度相談センター研修会	14
横浜地方法務局 14 条地図作成作業中間報告	15
G 空間 EXPO2012	18
神奈川工業高校出前授業	20
藤沢工科高校出前授業	21
高校生ものづくりコンテスト	23
全国一斉!法務局休日相談所	25
調査士ねっとわーく	26
新入会員自己紹介	28
スキー同好会のお知らせ	29
編集後記	30
会員異動	

会 務 日 誌 (抄) <平成24年6月25日～平成24年9月26日>

<p>6月</p> <p>27日 登記相談会2件(関田相談員)</p> <p>28日 第3回研修部会</p> <p>28日 第3回業務部会</p> <p>7月</p> <p>3日 第4回常任理事会</p> <p>4日 登記相談会1件(有野相談員)</p> <p>4日 第3回境界鑑定等業務研修</p> <p>5日 第2回理事会</p> <p>8日 関ブロ第58回総会 (常任理事会構成員)</p> <p>8日 関ブロ担当者会同 (常任理事会構成員)</p> <p>11日 登記相談会2件(藤野相談員)</p> <p>13日 第2回財務部会</p> <p>13日 第1回事故処理委員会</p> <p>18日 登記相談会4件(村田相談員)</p> <p>20日 第1回支部広報員会</p> <p>23日 第2回支部長会議</p> <p>25日 第4回研修部会</p>	<p>25日 第3回研修運営委員会</p> <p>25日 第2回会館管理委員会</p> <p>26日 第4回業務部会</p> <p>27日 境界問題相談センター研修会</p> <p>30日 第3回総務部会</p> <p>31日 第1回綱紀委員会</p> <p>8月</p> <p>1日 第1回ADR・筆界特定・境界 鑑定推進委員会</p> <p>7日 第5回常任理事会</p> <p>6日 第2回綱紀委員会</p> <p>8日 登記相談会3件(清田相談員)</p> <p>15日 登記相談会1件 (小笠原相談員)</p> <p>22日 登記相談会1件(栗田相談員)</p> <p>22日 第4回研修運営委員会</p> <p>28日 第5回業務部会</p> <p>28日 第5回研修部会</p> <p>28日 第3回綱紀委員会</p> <p>29日 第3回広報部会</p>	<p>30日 第4回総務部会</p> <p>9月</p> <p>3日 第1回会員・一般研修会</p> <p>4日 大規模災害対策士業 連絡協議会(奥田副会長)</p> <p>5日 第4回境界鑑定等業務研修</p> <p>9日～10日 第27回日調連親睦ゴルフ大会</p> <p>11日 第6回常任理事会</p> <p>12日 第5回研修運営委員会</p> <p>15日～17日 関ブロ新人研修会</p> <p>21日 国県市合同行政相談所 (岩倉副会長、後藤支部広報員)</p> <p>24日 第6回研修部会</p> <p>25日 第3回理事会</p>
---	--	---

日調連 第69回 定時総会開催

日時 平成24年6月19日(火)～20日(水)

会場 東京ドームホテル

日本土地家屋調査士会連合会総会が、連合会役員及び全国の単位会からの会長・代議員からなる総会構成員183名と、オブザーバーならびに法務大臣表彰受賞者を交え、東京法務局長を始めとする多数の来賓を迎えて二日間に亘り開催されました。なお、当会からは、尾栢監事が法務大臣表彰を受賞されました。

総会の始めに、昨年の東日本大震災の被災地となった岩手・宮城・福島の三県の調査士会を代表して岩手会菅原会長から義捐金のお礼と、今後も震災復興に協力を願いたいと挨拶がありました。

総会は、竹内会長体制での初の総会となり、お祝いムードでと思っておりましたが、平成23年度事業経過報告と今年度の事業計画を含む審議事項について、各単位会から61もの事前質問及び要望が出されておりました。要望の中には、土地家屋調査士が登記申請書に添付する「93条調査報告書」の改定に関するものなど、制度の現状や将来を見据えた鋭い問

題意識を含むものもあり、二日間に亘り熱気あふれる審議と可決承認がなされ、要望事項が受理されました。

詳しくは会報「土地家屋調査士」に譲るとして、印象に残ったのは第3号議案「連合会会館(シティ音羽)の処分の件」と、予算案審議に係る「旅費規程運用の説明」でしょうか。私は「竹内会長、連合会会長は全国会員の代弁者です。そんな熱くならないで」と気負い過ぎかなと思いました。

要望には、「日調連役員は土地家屋調査士の将来像を明確にし、制度発展の道を探して将来のビジョンを示せ」といった趣旨のものも見受けられ、改めて神奈川会役員としての重責を感じました。日調連役員の皆様、法務省との間での、土地家屋調査士制度や登記制度の発展について、全国土地家屋調査士会会員の代弁者としてよろしくをお願いします。

余談ですが、懇親会の席で京都・大坂のご当地境界立会の話を知りました。京都の場合「境界はそれではよろしおす」のあと大体電話で断りが来て、なぜかと問うと「おおぜいの前で、そんなこと言われしまへん」、大阪ではいきなり



「ど突き合い」言ったモンの勝ちのようなものがあり「筆界というより所有権界を決めている」かなと某副会長さんから聞こえましたが。

もう一つ、神奈川での境界立会は公図を重要視していると思いますが、大阪で公図を持ち出すと「なに言うてんの。太閤さんの時代からこうやんか」、京都はもっと凄い!「公図なんて、うちの言うこと聞かないで勝手に明治政府が作ったもんやおまへんか、うちところは前の戦争(なんと応仁の乱:1467~1477)の頃からここに住んどります」貴方ならどうしますか。

少しアルコールが入っておりましたが、ご当地の境界立会話どうでしょう。

私たちの不動産登記法は手続法としては全国共通でも、身近なところでは旧市街と新興住宅地の人気(人の気質)の違い、特に旧市街地における土地の境界などは、その地域の慣習や風習を承知していないと後から苦勞をします。

日調連では全国の「地域の風習・習慣」について情報収集をしておりましたが、各地の事情として、まとまったものを早く見たいものです。

土地家屋調査士の事業形態は、調査士法人を設立して全国に展開される会員もいますが、私は神奈川県内で地域の慣習や風習を熟知した、安心の「我が街の土地家屋調査士」を目指したいと思います。 広報部長 有野 拓美



関東ブロック協議会第58回定例総会開催

日時 平成24年7月8日(日)定例総会
9日(月)各担当者会同
場所 静岡県焼津市「ホテルアンピア松風閣」

日本土地家屋調査士会連合会関東ブロック協議会、定例総会が関東ブロック11単位会から93名の構成員が参加し、来賓に菅谷久男静岡地方法務局長始め静岡県知事・焼津市長ほか多数を迎えて開催されました。

昨年は東日本大震災の影響により東京会会館において一日開催でしたが、今年は三崎漁港と並んで「マグロ」で有名な焼津漁港のある焼津市で2日間に亘っての開催となりました。筆者は新しく開通した新東名を利用して東海道の宿場町、藤枝宿の地酒店巡りと焼津漁港で11種類の新鮮な刺身「桜エビたっぷり海鮮丼」をお昼にご馳走になり会場に向かいました。会場のホテルは駿河湾を見下ろす海岸の上にあり、天気が良いと遠くに伊豆半島や霊峰富士の見える景観地で、ちょっとムサイ方々とは遠慮したいようなリゾートホテルでした。

定例総会は、海野関東ブロック協議会会長・

当番会米澤静岡会会長の挨拶に始まり、東京法務局長祝辞を菅谷静岡地方法務局長が代読されて、多くの来賓からの祝辞が続きました。

議事は議長1名を選出の後、平成23年度会務報告を奥田関ブロ副会長から、年度1400万円規模の会計について市川関ブロ会計から会計報告がありました。引き続き24年度の事業計画案と予算案について、議場では慎重な審議のうえ可決承認されました。

関東ブロック協議会定例総会は、全国単位会を八つのブロックに分け、日本土地家屋調査士会連合会からの諮問や単位会からの意見を取りまとめたり具申する団体として関東地区、東京・神奈川・埼玉・千葉・茨城・栃木・群馬・静岡・山梨・長野・新潟の11単位会から構成されており、持ち回りにより来年は新潟会が当番会として定例総会の開催が予定されております。

審議終了後に関東ブロックゴルフ大会を10月28～29日に、埼玉県は武蔵カントリークラブで開催される案内がありました。名門クラブとこのことです、ゴルフの好きな方は案内がありましたら是非ご参加ください。



翌日の朝は、総務・財務・業務・研修・広報・社会事業部が各部に分かれて担当者会同が開催されました。筆者は広報部会に参加し、神奈川会の昨年から新年度の広報事業の展開について報告を行いました。各単位会の予算事情もありますが、二宮金次郎マップの取り組みや、広報掲示板ならび広報用グッズの活用について推奨してまいりました。また各単位会の取り組みを

参考に、本会の広報活動について検討したいと思います。

また関東ブロック会合同の広報活動の実施について、東京会が企画しているFMラジオ番組提供を合同で行う提案がなされました。予算負担等の提案が届いたら前向きに検討したいと思います。

(広報部長 有野 拓美)



法律よもやまばなし

顧問弁護士 柳 川 猛 昌

現況と公図が異なる土地についての 瑕疵担保責任

- 1 今回は土地の現況と公図とが異なる場合の売買契約につき問題となった裁判例を紹介します。京都地方裁判所昭和62年12月10日判決（判例タイムズ665号178頁）です。
- 2 Xは昭和52年にYから甲土地を購入しましたが、Xが甲土地を畑として利用を開始したところ、隣地所有者から越境していると抗議されました。そのためXが土地家屋調査士に調査を依頼したところ、甲土地の分筆のための地積測量図（昭和46年作成）、隣接する乙・丙・丁土地を分筆した際の地積測量図（昭和47年作成）とは図面上大部分において重なり合う蓋然性が高く、また法務局備付の公図にも昭和58年末以降はこれら甲・乙・丙・丁の土地が重複している可能性が高い旨を記載した付箋が貼られていることが分かりました。そこでXがYに対し瑕疵担保責任（民法570条）に基く契約の解除を求め訴えを提起したという事案ですが、裁判所は以下の理由でXの請求を認容しました。
- 3 「民法570条にいう売買の目的物の「瑕疵」とは、単に自然的、物理的な欠陥に止まらず、法律的な支障により、契約上目的とされた使用が得られない場合をも含むものと解せられるが、これを本件についてみた場合、購入した土地が、他人の所有す

る土地と部分的に重なり合う疑いが生じ、それが単に隣地所有者の主観的な言掛りとは言えず、公図ないし法務局に提出された地積測量図からも相当の蓋然性をもって疑われる前記認定の事情からすれば、本件の原、被告間における甲土地の取引については、購入した土地の所有権につき将来訴訟等の手段により法的解決をみる以外ないという意味において法律的な支障があるというべきで、売買の目的物に「瑕疵」が存在すると解して十分であると思料される。

つぎに、民法570条の「隠れたる」瑕疵の存否を、本件についてみるに、一般人である原告にとって、土地購入に際し、他人の所有する土地との土地の重複の有無ないしはその蓋然性の有無を公図等によって調査することまで求めることは、酷に過ぎると言うべきで、前期認定のとおり、現地において売主である被告の担当者から指示説明を受け、これを信じて土地を買い受けた原告には、前記法律上の「瑕疵」の存否について善意、無過失を認めて差し支えなく、「隠れたる」瑕疵があったものと認定できる」としました。なおこの裁判では、除斥期間の始期についても問題とされましたが、本件では土地家屋調査士の報告を受けた時点をもってXが瑕疵を認識したことから、そこが起算点となり除斥期間は経過していないとの判断でした。

- 4 本事案は、不動産業者Yに対し売主として

の瑕疵担保責任(民法570条)を追求したケースですが、いずれご紹介する予定ですが類似の事案で不動産仲介業者の責任が問われたケースもあります(東京地方裁判所平成22年3月9日判決判例タイムズ1342号190頁)。土地売買の際、土地家屋調査士が売主から依頼を受け、現況測量、境界立会、地積更正、場合によっては境界標埋設等が行われることがあります。この際に土地家屋調査士が土地の現況と、公図、地積測量図とのズレに出会うことがあります。売主や不動産業者は、土地家屋調査士が提供する情報をもとに土地購入希望者へ説明を行いますので、逆に土地家屋調査士は適切な資料調査や測量、境界立会を行い、然る上で把握した情報を正確に依頼者である売主に伝える必要があります。

5 先に述べた裁判例は、表示の登記に関わる典型的な瑕疵の事案ですが、それ以外にも土地家屋調査士の業務の範囲で土地の性状、或いは法的支障の有無に出会う場面は十分に考えられます。このような瑕疵に関わりうる情報を適切に売主・不動産仲介業者に伝えれば問題はありません。しかし瑕疵につき仲介業者が調査・説明義務を怠ったとして法的責任を問われた場合、その原因が土地家屋調査士の調査・説明義務違反にあるとすれば、場合によっては土地家屋調査士が債務不履行若しくは不法行為責任を問われるかもしれません。土地家屋調査士として基本的な調査を適切に行い、もし問題が考えられるとすればそれを依頼者に正確に伝えること、何よりも基本を大事にすることが重要です。

公 嘱 だ よ り

神奈川県公共嘱託登記土地家屋調査士協会

全公連に所属する49協会及び 当協会の公益移行に関する現況報告

副理事長 山田 哲夫

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律が施行され、それぞれの法人が移行へと模索する中、移行の期限まであと1年余りになって参りました。

すでにご存じの方もおられると思いますが、全公連に所属する49の公共嘱託登記土地家屋調査士協会の内、内閣府に申請した岩手、静岡、愛媛協会を筆頭に山梨、長野の両協会が内閣府より、山口、福岡、秋田、高知、大分、鳥根の各協会が県より公益移行認定を受けています。

現在県へ申請中なのが京都、兵庫、滋賀、三重、岐阜、埼玉、千葉、富山、石川の各協会となっています。この「公嘱だより」が皆様のお手元に届く頃には申請の9協会が移行認定を受けているものと思われまます。

当協会の経過を申し上げますと、昨年9月に現行定款及び諸規則を改定すべく臨時総会を開催し、社員の皆様の承認をいただき主務官庁である法務省の認可を得ました。その際に事業年度も1月1日から12月31日に変更しており、本年1月26日に通常総会を開催し公益移行に向けた公益定款及び諸規則の変更を承認いただき移行の準備が整いました。その後、内閣府との相談会等を通じ、細部に係わる手直しが生じた為、再度の臨時総会を10月下旬頃開催し、皆様方のご賛同を得た上で、本年11月頃移行申

請する予定です。

本年度の事業計画には公益法人申請を「内閣府」に行うと明記されていますが、「国」へ申請するか「県」に申請するか、それぞれにハードルが有りどちらへの申請が協会にとってより良いものになるか、非常に悩ましいところではありますが、臨時総会までには結論を出さなければならぬので、内閣府及び神奈川県の相談会に出席し結論を出す所存です。

平成24年度 第1回会員・一般研修会

平成24年9月3日(月)10時から17時まで、関内ホール(大ホール)にて「平成24年度第1回会員・一般研修会」が開催されました。

海野敦郎 会長の開会の辞に始まり、第1部の講演は「神奈川版『調査・測量実施要領』について」講師を石井幸世業務部理事が務め、まず始めに改訂の経緯について解説がありました。本会の要領を〈みどり本〉であるとする為に平成24年第73回総会議案上程にて議決・承認された旨の説明がありました。大きな内容として(補助者の使用責任)第13条について立会等という文言を追加され、本職が立会うことでしっかり説明責任を果たして頂きたいということです。

登記基準点、PatchJGD、引照点測量、GPS測量、機器の点検等についても説明がありました。「調査・測量実施要領」は、会員をしぼるものではなく会員の技術向上を計り、守られるよう作成されたものであり、内容の重要性について講演して頂きました。

次に鈴木貴志研修部理事から、東京土地家屋調査士会発信文書(東調研発第22号)「二線引畦畔の地図訂正について(お知らせ)」に関連し、その背景にあるものを旧公図や旧土地台帳の写

しを示しながら事例として説明がありました。一元化作業の際、登記簿上は本地に合算された外畦畔の扱いと公図の関係や、旧土地台帳時代の分筆作業など知識としての研修のほか、東調研発第22号をふまえ、神奈川県内の実務における二線引畦畔の取扱いについては、今後、本会業務部が横浜地方法務局と協議したうえ、随時その経過を会員に報告する旨の説明がありました。

第2部講演は「業務におけるコンプライアンスとリスク管理」について、伊東昌彦総務部長から本会に申し出のあった会員の苦情などを例に話がありました。

苦情の内、最近の事例について処分がなされた例、処分とならなかった例について解説があり、もしも懲戒処分となった場合は官報やホームページにも掲載される。

実務に於いて不審感を与えたり苦情を引き起こさないよう、立会時の本人確認等の注意点は名字だけで確認するのではなく、フルネーム「神奈川 太郎さんですね」で確認する。ただそれだけのことで、我々のリスクを減らすことができると話がありました。

次に三井住友海上火災保険(株)神奈川損害サ



ポート部の平田誠一郎氏より土地家屋調査士賠償責任保険の概要及び事例と解決内容について講演がありました。

大切なことは、委託者と受託者との契約内容をしっかりさせること。事故を起こさないことは言うまでもありませんが、仮に保険を利用して弁護士費用を賄う為には、後から請求するのではなく事前に保険会社の承認が必要になるので注意が必要です。

最後に報酬債権回収の基礎知識について、堀口憲治郎弁護士から講演がありました。

委任(準委任)契約に基づく報酬債権は、原則

として無償である為、有償とする為には、特約が必要である(民法648条1項)が、口頭での申込みと承諾で債権を請求できる旨。調査士の報酬も含め債権の消滅時効、裁判外の手続きによる債権回収の方法、裁判上の手続きによる債権回収の方法について講演していただきました。

研修会の最後に餅田慎治副会長より閉会の挨拶があり、会員が研修を受講するのは義務ではなく権利であると告げ、研修会を終えました。今回の講演をしていただいた講師の方々、その準備をしてくださった皆様に感謝を申し上げます。 横浜西第二支部 内田 博之



第33期 土地家屋調査士研修会

平成24年度 関東ブロック新人研修

平成24年9月15日(土曜日)から17日(月曜日・祝日)の3日間に亘って、東京都千代田区一ツ橋の日本教育会館で開催された第33期土地家屋調査士新人研修会の1日目と2日目の2日間取材しました。この研修会には関東ブロックに属する東京、神奈川、埼玉、千葉、茨城、栃

木、群馬、静岡、山梨、長野、新潟の各会から新人土地家屋調査士計158名、当神奈川会からは18名の参加がありました。

筆者が参加した10年ほど前の新人研修に比べると内容がとても濃く、すべてを紹介しきれものではありませんが、簡単に紹介します。

1日目 12:10 から 18:40 まで

1 『会員心得、土地家屋調査士の職責と倫理』

講師は日本土地家屋調査士会連合会 常任理事総務部長 加賀谷 朋彦 氏

近年、筆界特定制度やADRへの代理権が土地家屋調査士に付与されるようになり、紛争性が高い案件を取り扱う可能性が増えたため、職業倫理や守秘義務が重要になっているとの説明でした。

2 『筆界確認の実務』

講師は千葉県土地家屋調査士会 業務部長 秋山 昌巳 氏

公図の成り立ちから境界確認の具体的な手法などについての説明がありました。

3 『調査・測量実施要領』

講師は日本土地家屋調査士会連合会 業務部理事 餅田 慎治 氏

仕事上のトラブルを未然に防ぐため、自身の失敗談、体験談を基に仕事を進める上で留意点、研修や会員相互の交流の大切さについての話がありました。

2日目 9:20 から 17:00 まで

4 『土地・建物の所有及び利用上の規制関連法』

講師は東京土地家屋調査士会 総務担当理事 佐々木 義徳 氏

都市計画法、建築基準法、農地法など非常に駆け足ではありましたが、業務を行う上で知っておいたほうが良い法令の説明がありました。測量業務では最終的に建物を建築することがほとんどです。土地を分割したら「建物が建築できなくなった!」とならないよう浅くても幅広い知識が必要だと改めて認識しました。

5 『筆界特定制度と土地家屋調査士会 ADR』

講師は境界問題相談センター埼玉 センター長 大谷 和夫 氏

平成 18 年 1 月の不動産登記法改正により新たに制定された筆界特定制度と土地家屋調査士会 ADR についての説明が行われました。

6 『不動産登記法・主要先例・オンライン申請・不動産調査報告書』

講師は東京土地家屋調査士会 研修委員長 内野 篤 氏

実際のオンライン申請の画面を基に、オンライン申請の方法、不動産調査報告書の記載方法等の具体的な説明がありました。

7 『報酬の運用』

講師は神奈川県土地家屋調査士会 副会長 岩倉 弘和 氏

事務所運営で必要な経費を基にした報酬額の考え方のほか「将来、家族構成が変化しても生活できるような報酬額にしないと後々立ち行かなくなる」など、見落としがちな点についても説明がありました。

3 日目 9：20 から 14：30 まで

8 『土地家屋調査士業務と法的責任』

講師は東京土地家屋調査士会 顧問弁護士 山崎 司平 氏

9 パネルディスカッション「土地家屋調査士の適正業務と報酬について考える」

コーディネーター 原田 克明 氏

パネリスト 山崎 司平 氏、加賀谷 朋彦 氏、餅田 慎治 氏、岩倉 弘和 氏

最後に、筆者はかつて受講した新人研修の講義で印象深く記憶に残っている話があります。それは今回の研修で餅田講師も触れていましたが「人に説明するのに専門用語を使ってはいけません。一般の人は“石(いし:境界杭のこと)”と言われたら道端に転がっている石コロを、“筆(ふで:土地のこと)”と言われたら絵を描く筆を連想するのが当たり前なんです。それが正常な感覚なんです。」という話です。筆者は今まで多くの境界立会を経験しましたが、専門用語を用いずに説明することを実践するようになってから立会がずっと楽になりました。例えば「これが境界石です」ではなく「これが境界

を示す目印の杭です」とか「〇〇さんの土地は 2 筆ありますね」ではなく「〇〇さん、ここは一体で使われていますが、図面上は土地が 2 区画に分かれていますね」と言う具合です。“正確な説明”と“分かり易い説明”は違います。一生懸命説明しても相手が理解してくれなければ意味がありません。趣旨が相手に伝わると、相手もいろいろ話をしてくれます。そして不思議と話が一点に収束していき、自然と結論が導き出されることもあります。

いかがでしょうか。ささやかではありますが、新人諸君へのアドバイスとさせていただきます。(記事・写真 広報部次長 中川 裕久)



会場で受付をする受講者の皆さん。関東ブロックの各会から合計 158 名の参加がありました。



10 冊に及ぶテキストの山。筆界特定制度、ADR、オンライン申請などの新しい制度が加わったとは言え、私が受講した 10 年前と比べるとかなりのボリューム。



報酬額について熱く語る岩倉講師。餅田講師と同じく神奈川会の副会長。「貧乏暇無しは間違っていますよ!」との鋭い指摘も。



大勢の受講者を前に「開業当時、仕事上のことで相談できる同業者がおらず、無料登記相談で相談した」など“恥ずかしい”体験談を披露する神奈川会の副会長でもある餅田講師。失敗談を話してくれる人は貴重だと思います。



神奈川会のメンバーで恒例の記念撮影。新人の皆さん、今後の健闘を祈ります。



1 日目の研修終了後に行われた山梨会と合同の懇親会。皆“良きライバル”であっても“商売敵”ではありません。大いに親交を深めてもらいたいものです。

平成24年度相談センター研修会

平成24年7月27日13時20分～16時45分に、日本大通り駅近の横浜情報文化センター6階の情文ホールにおいて「平成24年度相談センター研修会」が開催されました。

今回は境界問題相談センターかながわ相談員及び調停員だけでなく、一般会員も対象に開催され、123名(センター相談員・調停員27名、弁護士12名、一般会員84名)が参加されました。研修会は山田哲夫センターかながわ運営委員が司会を務め、冒頭に海野敦郎会長の挨拶がありました。



研修内容は2部構成となっております、

第1部 (13:30～15:35)

「紛争解決学の基礎と技法」

講師：廣田 尚久氏

第2部 (15:45～16:40)

「調停の進め方と和解書作成の留意点」

講師：センターかながわ弁護士

副運営委員長 高橋 富雄氏

で実施されました。

第1部「紛争解決学の基礎と技法」の講師は弁護士であり、九州大学法学部教授及び大東文化大学環境創造学部長を歴任し、現在は2006年設立の廣田尚久紛争解決センターのセンター長である廣田尚久氏が務めました。講義は「1) ADRの位置付けと意義」、「2) 日常業務である立会い時の話し方・ことばの選び方」について説明があり、特に廣田氏が古くから提唱する「裁判をしない解決学『紛争解決学』は、紛争を法あるいは社会の側から見るのではなく、当事者の側又は紛争そのものから見るのが特徴であり、勝敗を決めるものではない」という話が印象的でした。



第2部「調停の進め方と和解書作成の留意点」の講師は境界問題相談センターかながわ弁護士副運営委員長であり、他に現在 筆界特定調査委員、横浜弁護士会紛争解決センター運営委員会の委員長などを兼任される高橋富雄氏が務めました。講義は弁護士として実際に現場でADRや調停、訴訟に携わるなか、実務的な観点から留意点についての説明がありました。その中で「調停員はカウンセリング能力が重要であり要求されるわけだけれど、それ以前に当事者の信頼を得るために初対面でのあいさつ、『調停員の〇〇です』と自分の立場をはっきり伝えることが重要です」といった当たり前だけれど大変重要で意外と出来ていない。という話が印象的でした。



最後に、奥田一高 境界問題相談センターかながわ 運営委員長より「調査士は代理人のみならず、補佐人にも適任である。調査士が補佐

人として調停の申立てをすれば相談なしにすばやく調停に進めることも十分可能であるので、是非センターかながわを活用いただきたい」という閉会の挨拶があり、本日の研修会を終了しました。



当日は各地で気温35℃を超える猛暑日を記録し横浜も大変暑い中、一般会員も多く参加されました。今回の講演は2部とも非常に興味深く、

ADRの必要性、ADRへの思いをあらためて認識し、猛暑の中、来た甲斐があった意義のある研修会であったと思いました。

横浜北支部 白根 一彦

横浜地方法務局

14条地図作成作業中間報告～境界立会

今年2月に住民説明会からスタートした横浜地方法務局が行う14条地図作成作業について、新吉田東地区の一班に7月13日の金曜日、同行取材しました。

地図整備作業を受託した社団法人神奈川県公共嘱託登記土地家屋調査士協会(以下県公嘱)の現地作業も、既に境界標の探索と測量、境界標不明箇所(注1)の復元計算とペンキなどによる現地への明示作業まで完了し、いよいよ境界立会作業(注1)に突入しました。これは地図作

成作業の中でも、最大の山場と言える大切な作業で、高田西五丁目については4ブロック、新吉田東一丁目については7ブロックに分けて行われています。

私たち土地家屋調査士が日常業務で行う境界立会は、関係する地権者に同時に集ってもらい一度に行うのが普通ですが、地図作成作業では地権者数と確認する境界点の数が膨大なため、立会は一人ずつ行われます。一箇所の境界点について関係する地権者が複数に及ぶことが

多く、測量した既存境界などのポイントは青色、復元ポイントはピンク色、地権者が立会確認したポイントは黄色、すべての地権者が確認し、確定したポイントは赤色とマーカーペンでその都度マーキングし、測量漏れや確認漏れ防止の対策をとって行われます。

このようにして、約2400筆の土地の地権者全員と一点一点境界点を立会確認して確定していくことになります。中には予定した日に来ら

れない地権者もいて、何度も地権者宅を訪問することもあるようですが、法務局職員ならび県公嘱社員からは「筆界未定地(境界が確定できなかった土地のこと)ゼロを目指す」という強い熱意が感じられました。

このように境界立会はとても根気の要る作業ですが、地図作成作業の中では最も重要かつ達成感のある作業なのではないでしょうか。

(記事・写真 広報部次長 中川 裕久)



立会作業を行う法務局職員と土地家屋調査士(県公嘱社員)。法務局職員は主に作業の趣旨と今後の処理の説明、土地家屋調査士は境界点についての説明を行っていました。



地権者(土地の所有者)に確認してもらった点には黄色いマーカーペンでペンキを付けます。



次の立会箇所へ移動。細い路地を進むと、その先で想定外の道路工事が!!



基準点は無事でした！
選点の重要性を再認識させられたハプニング。



地権者(左)に境界点について説明する土地家屋調査士(右、県公嘱社員)。この時期の現場作業の必需品、腰の蚊取り線香に注目。



この崖地(建物の背後の竹やぶ部分)も作業範囲です。このような場所には境界標は無く、公図(地図に準ずる図面)、地形や利用状況と共に土地所有者の証言が境界線を割り出す重要な手がかりとなります。



竹やぶ内の道。横浜市道ですが境界杭はありませんでした。



現地事務所に戻ると法務局職員・土地家屋調査士が現場でメモしてきた資料を突き合わせ、その日立会した境界点を一点一点確認し、報告書にまとめます。まさに気の遠くなるような地道な作業の連続です。

注1 境界立会とは

その境界に関係する地権者同士が現地で境界標の位置を確認する行為を言います。

土地の境界に関する紛争を未然に防ぐためには①現地に杭などの境界標が設置されていること、②正確な図面(地図や地積測量図)が備わっ

ていること、③境界標と図面がピタッと一致していることの3点が大切ですが、それに加え、関係する地権者がその位置を正しく認識し、異議なく尊重していることが重要です。境界立会は紛争予防にとっても大切な確認行為と言えるでしょう。

G空間 EXPO2012

6月21日～23日横浜市西区「みなとみらいパシフィコ横浜」において、今年で3回目を迎える「G空間EXPO2012」が開催されました。

日常生活や経済活動に欠かせない位置と時間の情報のことを「地理空間情報」と言い、その利用の可能性と領域の広がりにより多くの期待が寄せられています。

この企画には、国・地方公共団体・大学・企業が一体となって参加しています。

国は内閣府・総務省・国土地理院その他多くの省庁・研究所、大学は日本大学その他、産業界からは測量・防災・電気・造船その他多くの企業が参加しています。

日本土地家屋調査士連合会は今年も展示ブースを設け、多くの見学者がありました。

展示会場で多くの見学者が集まっていたブースは、地震関連・GPSナビ・地図関連企業でした。又、宇宙衛星を利用した衛星写真や、測位衛星「準天頂衛星システム・みちびき」を利用した関連事業に、筆者も興味深く見学して参りました。



会場には、測量コンテスト、距離を測る体験イベントが行われ、特に、子供連れの方など多くの方が来場されていました。

又、パシフィコ横浜アネックスホールにおいて、3日間に亘り「応用測量技術研究発表会」・「アジア・オセアニアにおける衛星測位地理空間情報利用と海外貢献について」・「防災地理空間情報活用シンポジウム」、日調連では「情報循環社会の構築が明日の日本を創る」としての研究発表会など多くの講演・シンポジウムが行われました。

「G空間社会」として、現在携帯電話ひとつ持っていれば、自分のいる位置や周りの様々な情報を知る事ができます。いつでも、どこから

でも、場所に結びつけられる必要な情報を自由に使える社会が実現しています。地図とGPSで得られる“いつ・どこ”情報にさまざまな情報を組み合わせることで、より便利で楽しいサービスを得ることができます。また、災害の時に「どこへどう避難すればいいのか?」誘導してくれたり、迷子になった子供の位置をすぐに教えてくれたり、私たちの“安心・安全な生活”を実現しています。

今後も、「G空間社会」が私たちの生活をより安全に、豊かにするだけでなく、新たな産業やサービスを生み出すインフラとして期待しています。

広報部 野口 幸秀





神奈川工業高校出前授業

神奈川県土地家屋調査士会横浜東支部は、神奈川県立神奈川工業高等学校にて制度広報の一環として、平成24年7月6日(金)、50分間と限られた時間の中で、建設科の3年生65名の生徒を対象に第1回出前授業を開催しました。

授業は、建設関係に進路を希望する生徒にも土地家屋調査士としての仕事を理解してもらい、建設関係と結び付きが近い職業である事、関連業種の職業として希望する生徒が増える事を願い進められました。

授業は横浜東支部、藤橋俊之会員が高校生向けに手作りのレジメを用意して行いました。

授業は、教室内で行われ、動産、不動産の違いから始まり、土地家屋調査士と司法書士との仕事の違い、土地家屋調査士としての受験ガイダンス、土地に関しては、数学との座標系の違

いから始まり、建設課と関連の深い真北の測定方法、土地の座標値の計算まで。

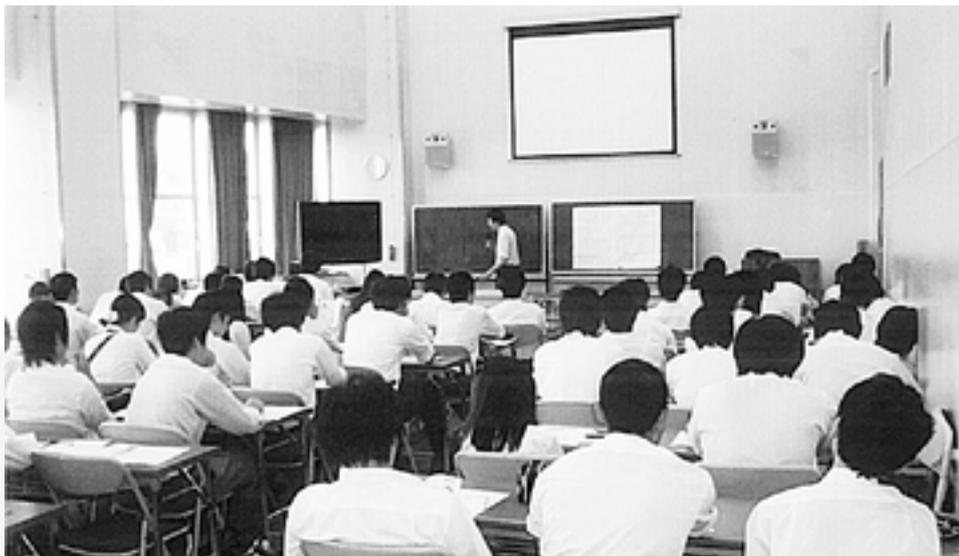
また、建物に関しては事例から登記出来る建物と出来ない建物の違いまでの解説と、内容の濃い出前授業となりました。

最後になりますが、御協力頂きました神奈川県立神奈川工業高等学校の先生方を始めアンケートに協力を頂いた生徒の皆様、有り難うございました。

今後とも出前授業の要請があれば、受け入れていきたいと思えます。

希望者には出前授業風景のビデオの閲覧もできますので、会員の皆様の御協力、お願い致します。

横浜東支部 徳中 寛





藤沢工業高校出前授業

湘南第一支部では、7月11日に神奈川県立藤沢工科高等学校にて出前授業を行いました。

当支部には同校の卒業生も何人か在籍しており、石垣副支部長が「単に土地家屋調査士の仕事や、登記、測量に関することを教えるだけでなく、工業高校を卒業してから本人の努力次第で、大きなビジネスチャンスを手握ることができる」ことを卒業生として伝えたいと講師を務めました。

出前授業は葛谷支部長他、支部若手会員の協力を得て、座学と測量実習の技術指導と測量計算を午前中3時間枠の授業として行いました。

1時間目の座学は、石垣副支部長から「土地家屋調査士とは何か、測量士とはどう違うのか」について講義が行われました。また授業の中では、高校を卒業して就職した場合の月給はどれくらいで、税金や保険料などについて源泉徴収票を利用して説明がされました。

またアパートを借りた場合と自宅通勤の生活費の負担額の話や、もし車を購入すれば維持費

がどれほどかかるか、といった実社会に出てからのことにも触れました。

2時間目は校庭に出て測量実習を行い、生徒を4班に分けてトランシット観測とピンミラーを交互に交替しながら測量を行い、支部会員が技術指導を行いました。座学では退屈そうにみえた生徒も現場に出れば目の色が変わり、真剣に実習に取り組んでいただけて非常に良かったと思います。

3時間目は教室に戻り、2時間目の測量実習観測データをもとに計算の他、測量の理論について軽く触れました。また、実習現場を仮に土地家屋調査士が業務として調査、測量を受託した場合の報酬額についての話題には、生徒たちからどよめきが起きました。お金の話は、いかななものかと思う方もあるかも知れませんが、生徒が普段授業を受けている「測量」というものが社会に出たらどのように役立つのか、報酬額はいくらもらえるのか、ということは非常に大事な事だと思い、あえ



測量理論



座学

て講義の中で触れました。

その他、土地家屋調査士の仕事の魅力、どうしたら土地家屋調査士になれるのか、といったことについて触れました。また、生徒からの質問では「企業はどのような人材を求めるか」というものがあり、講師から経営者としての本音を話すという一幕もありました。

授業終了後、生徒からアンケートの協力を得られ、アンケートによれば、土地家屋調査士を知っていた生徒は約1割、土地家屋調査士に魅

力を感じた、土地家屋調査士になりたいと回答された生徒が約半数ありました。

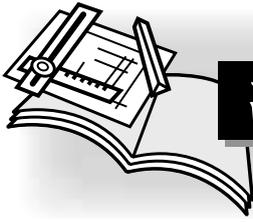
初めての出前授業に学校の先生方並び生徒の皆さん、ご協力を頂き大成功と言ってよいと思います。藤沢工科高等学校での出前授業は、支部会員並び学校とも協力して、今後も地元のための社会奉仕活動として続けていけたらと思います。

湘南第一支部 後藤 宏史



..... 実 習





高校生

ものづくりコンテスト

神奈川県大会 …………… 測量部門



8月4日(土)、土地家屋調査士会が出前授業開催校の生徒を対象に、大会に向けて測量技術指導を行った(社)全国工業高等学校長協会「高校生ものづくりコンテスト測量部門」神奈川県大会の競技会を観戦に行って参りました。

大会は県下工業高校の生徒が測量技術の向上を目指して、県立藤沢工科高等学校のグラウンドを会場に、全国一を目指して測量技術を競う競技会です。県大会は工業高校4校から6チームが出場し、1チーム3名が5角形・総延長150mの閉合トラバース測量を制限時間40分、内業を制限時間35分内に速さと精度を競います。

今年の神奈川県大会の栄冠は、県立磯子工業高校から出場した2チームの内男子1名・女子2名の前半チームが勝ち取りました。県大会優勝チームは関東大会に進み、関東大会の優勝チームが全国大会に出場して全国一を競います。ちなみに県大会の準優勝も磯子工業高校がワンツウを独占し、指導された先生と期待に応えた生徒の努力は称賛ものです。

土地家屋調査士会が技術指導した県立向の岡工業(川崎支部)・県立藤沢工科高等学校(湘南第一支部)は残念ながら優勝を県立磯子工業高校に譲りましたが、競技大会出場チームのレベルの高さに筆者は驚きました。一回閉合トラバース測量を15～16分で完了(手元時計)、トラバース計算は手計算で10分～20分と余裕で完了し、観測精度は1～2mm以内15万分の1くらいの閉合差でないと入賞は難しいと大会関係者から伺いました。

測量競技内容は、測量実務者からみて生徒の

観測動作の一挙一動はきびきびとしており、美しさを覚えて感動ものです。筆者の日常業務では観測中にも、あれこれ考えごとをしながらガラガラしがちで、お手本にしなければと気持ちを改めさせられました。

優勝と準優勝の県立磯子工業高校の生徒に、競技大会までの道のりを伺いました。「動作も早く機械に慣れていますね、親の稼業が測量に関係していますか?」『いいえ、大会まで6月から放課後、測量と計算の練習をしました。』先生に、「ご指導の賜物ですね」『いやいや・・・』言葉は少なかったですが、女生徒は日に焼けて努力の跡が窺われ、筆者には観戦を通じて初心に帰れと目が覚めるような競技会になりました。

また出前授業希望の先生から出前授業についてご意見を頂きました。「測量のことは学校で教えられるが、土地登記事項証明書が欲しいとき案内図から公図を閲覧し、必要な土地の地番を探すのに、住居表示やら土地の地番の違いなどは学校では教えられない」生の意見として、今後の参考にしたいと思います。

本会が高校生を対象に土地家屋調査士制度広報のため「測量は測量士だけが道ではない、土地家屋調査士の道もあります」と始めた出前授業に最近その効果が現れ始めました。

多くの会員に支えられた出前授業から、調査士を目指す高校生を生み出し「土地家屋調査士への扉」を設けられないか、本会ではその窓口について検討を重ねていきます。

土地家屋調査士を目指す生徒諸君、高等学校就職担当の先生も交えて、私たちが土地家屋調

査士への道筋を設けましょう。しかし何の職業にも楽な道はなく、土地家屋調査士「虎の穴」と思って、いつか一緒に国民のため不動産の明確化に寄与する道を歩みましょう。

暑い最中、全国一を目指して競技会に臨んだ生徒諸君、仲間と一緒に流した汗は尊いものと思います。関東大会に出場される県立磯子工業高等学校の選手諸君は、神奈川代表として全国大

会でも仲間の分まで思いっきり汗をかいて下さい。私達は「さわやかな」ビッグニュースを待っています。

土地家屋調査士制度広報のため、お話を聞かせて頂いた学校関係者・生徒諸君ありがとうございました。また神奈川県測量設計業協会の皆様にもお世話になりました。

写真・記事 広報部長 有野 拓美



「全国一斉！法務局休日相談所」開設



横浜地方法務局は前年度に引き続き2回目となる法務局主催「全国一斉！法務局休日相談所」が平成24年9月23日(日)に開設されました。

去年は、全国163ヶ所で行われた相談所も、今年は241ヶ所と増設され全国各地で開設されました。横浜地方法務局管内においては、本局の開催会場のほか6支局においては支局庁舎や区役所、文化会館などを会場に開設されました。本局では、去年と同じく横浜駅に隣接する横浜新都市ビル(そごう横浜店9階)ミーティングルームにおいて10時から16時まで開設されました。

筆者は本局の相談所会場を訪問しましたが、多くの法務局職員が参加され、土地家屋調査士、司法書士、行政書士、公証人、人権擁護委員の方々が協力員として参加していました。土地家屋調査士会からは奥田一高副会長、平野稔業務部長が社会貢献及び土地家屋調査士制度広報の一環として参加しました。

今回の相談所の開設について、法務局には事前に市民から数十件に及ぶ電話による問い合わせがあったそうです。土地建物の相続の登記



や抵当権の抹消の登記に関する相談、会社・法



人の設立の登記や役員の変更の登記に関する相談、隣接との筆界に関する相談、いじめなどの人権問題に関する相談、地代・家賃の供託に関する相談、公正証書遺言や日常の様々な心配ごと、困りごとに関する相談などが寄せられたようです。

当日は雨天にもかかわらず、午前中より事前に電話による問い合わせの方、飛び込みでお見えになる方など多数の方が来場され、相談内容に応じて専門職員及び協力員に振り分けて相談に対応していました。奥田、平野両協力員には特に筆界に関する相談が多く、相談者が図面・資料等を広げての質問があり、的確な説明対応をしていました。

法務局職員の方から「筆界特定制度などに特に精通されている方を派遣していただき大変助かります」と評価を頂きました。

平日に法務局に相談に行くことができない方などに対する市民サービスとして、毎年同じ時期に開設することにより市民に周知され、より多くの相談者に来ていただけるのではないかと思います。

休日にもかかわらず参加された法務局職員並びに各会協力員の方々、大変御苦勞様でした。

広報部 野口 幸秀



調査士 ねとわく

「痛い体験」

県西支部 山口 宏幸

年度末、仕事で現地調査中に左足を怪我してしまいました。年度末の忙しさで疲れていたのか足場の悪い現場で足をひねってしまい、怪我した時は軽い捻挫だろうと思いそのまま作業を続けました。とりあえず医者に行かなくても平気だと勝手に判断し、現場の帰りに湿布を買って様子を見ることにしました。

翌日、尋常じゃない腫れと痛みを感じすぐに医者に行きたかったのですが、朝から横浜で打合せする約束があった為、痛みを感じたまま小田原から横浜まで車を走らせました。幸い左足だった為車の運転には支障なく、無事小田原に帰ってきてすぐ医者に診て頂きました。診断の結果は靭帯が伸びて損傷してしまっているとの事で、迷わずギプスを装着され松葉杖を貸し出されてしまいました。医者の当初の話では1～2週間様子を見てギプスを外してくれるとの事でしたが、2回・3回診察に行く度に回復が良くないと指摘を受け、結果的に約1ヶ月ギプスが外れませんでした。長引いた理由は、安静にしないで動きすぎだとの事でした。診察時のギプスと包帯の具合で、どの程度動いているか患者の雰囲気はわかるらしく、お叱りを受けてしまいました。

とはいえ、1ヶ月の間左足以外は健康体ですので、ついついじっとしてられないものでした。事務所で内業していても、プリンター

を手に届く距離には置いていないので、印刷する度にひょこひょこ歩いてしまいます。怪我する前から予定していた現地境界立会も何件もあり、中止・延期する事も出来ないのではやはり現地で動かざるを得なくなってしまいます。立会の時は、本来集まって頂いている地権者の先頭を歩き、案内・説明すべきところですが、足を引きずって歩いていますので最後尾にくっついて歩くのがやっとの状態でした。もう怪我しながらの立会は、恥ずかしいのでこりごりです。また困ったことに仕事以外でも、ギプスをしている1ヶ月の間に自宅の引越しがありました。簡単な荷物の仕分けと運転ぐらいしか出来る事がなく、さっぱり役に立ちませんでした。妻に大変な迷惑をかけながらなんとか引越し出来ました。そんなこんなで怪我が長引いてしまいました。

怪我をして今まで通りの当たり前の動きが出来ず、もどかしい思いもありましたが、明らかに怪我人の風貌から周りの人の手助けを受け、優しさを実感する面も多々ありました。例えば、法務局で閲覧・交付申請して座って待っていると、受付の人がわざわざカウンターから私の座っているところまで来てくれる様になりました。本当に優しさに感謝です。今ではすっかり治って怪我していたことも忘れかけている状態になりましたが、本当に気を付けたいと思います。怪我をすると本当に不便な生活になるので、皆様も十分気を付けて下さい。

『身体が資本』

横浜北支部 白根 一彦

「すぐ入院して下さい。血液検査の正常値が30程度に対して1000を超えております。劇症化すると命に係わります。」といきなり言われたのは今年の4月初めでした。

病名は『ウイルス性慢性肝炎の急性増悪』ということでした。肝臓は沈黙の臓器と呼ばれ、悪くなっても減多に症状が現れないので自覚症状がないままに気づいたときには重症化していることも少なくないようです。

ふだん多くの人は通常生活の上では肝臓について意識することは少ないと思います。今回、肝臓について少し勉強したので書かせていただきます。

まず、肝臓はどんな働き？

肝臓は体内の化学工場と呼ばれ、その働きは大きく3つに分かれます。

1) 食べた物をエネルギーに変える働き

肝臓は、小腸で吸収された糖分、脂肪分をエネルギーに変えて貯蔵し、必要なときに体内に送り出します。

2) 体に取り入れた物の解毒作用

体内に入った薬やアルコールなどの毒物を分解し、無毒化にすることです。肝機能が低下するとアルコール解毒作用も低下して二日酔いの原因になります。また、お酒が弱い人は肝臓内のアセトアルデヒドを分解する酵素が少ないためであり、練習をしてお酒が強くなるものではありません。

3) 胆汁の生成

十二指腸で脂肪の消化をするときに活躍するのが胆汁ですが、この胆汁を生成しているのも肝臓です。

このように数多くの機能をこなしている肝臓が正常でなくなると、生命を維持していくことができません。

次に、肝機能障害の自覚症状とは？

症状が現れない沈黙の臓器と呼ばれる肝臓ですが、注意深く観察すると風邪などの症状に似た自覚症状があるはずですよ。

- ①疲労しやすい、体がだるい。
- ②お酒が弱くなった、ひどい二日酔いをするようになった。
- ③食欲の低下、吐き気、発熱など、風邪に似た症状が出る。
- ④白目の部分が黄色くなって、黄疸が出ている。
- ⑤右の肋骨の下に鈍い痛みがある。
- ⑥親指の付け根や指先が赤くなる。
- ⑦放射状の毛細血管が、胸や背中に浮き出るクモ状血管腫が出る。

肝機能が低下するとこのような症状が出てきます。ふだんは気にせずやり過ごすことが多いでしょうが、症状がおさまらない場合は、肝臓が悲鳴を上げているかもしれません。注意が必要です。

私の場合は 1)体のだるさ 2)食欲不振 3)吐き気 4)微熱 などでしたね。1ヶ月ほどの入院を強いられ、5月に退院し、肝炎の方はだいぶ数値が下がってきていますが投薬と定期検査は当分の間続けるようです。アルコールは命が惜しければ厳禁。

そして、入院中の一部の薬の副作用か？退院後、両手足のシビレや痛み、体全体の筋肉疲労が常にあり、対処、改善の見通しは医者にも分からない状態です。

少し歩くとすぐに足が棒ですし、走ることは無理。机に座っての作業も下半身がしびれてきてなかなか辛いものがあり、まともに仕事が出来ません。この記事が皆様のところに届く頃には「何の話〜？」と明るく言えるようだと良いのですが。

皆様もこの仕事、「身体が資本」ですので自身の健康を過信することなく、くれぐれも定期的な健康チェックは怠らないよう(過信してしまった者から)助言致します。

新入会員自己紹介



横浜西第一支部 白戸 晶

平成24年4月に登録致しました、白戸と申します。横浜西第一支部にて入会させていただきました。

私が土地家屋調査士になろうと思ったきっかけは、友人の紹介です。それまではこの資格について全く知りませんでした。試験勉強に専念するため、仕事を辞めて1年間引きこもってなんとか合格することができました。

資格を取ってから両親をはじめ様々な方にご支援を賜り、なんとか東京会にて開業させていただきました。未経験だった業種であったので、初めは補正の連続で、登記所の方々にお手間をおかけしました。おかげさまで今は補正の電話もほとんど無く、昔の様々な経験が生きていると実感しています。感謝、感謝です。

父が急に体調を崩し、東京会を一時退会し看病をしていましたが、実家にて再度開業出来る目途がつき、神奈川会にて再登録することとなりました。ところが、父が7月に他界し、心の中にぽっかりと穴が空いているような感じです。それでも9月には第1子の出産を控え頑張らなければならないと思っています。

そんな中、登記所でいつものように申請をして、さあぼちぼち帰ろうかと思っているとき、私の次ぎに申請をしようとしている女性がいました。その女性はどうやら自己申請で建物滅失登記をしようとしていました。ところが、白紙の建物取毀証明書のみをお出しになっており、とても申請が出来る状態ではありませんでした。調査士のことを全く知らない方がまだまだおられるんだな、と思いました。仕事の合間で、

調査士の広報活動について、色々思案をめぐらせつつ、これからも調査士を続けていこうと考えております。



横浜東支部 小川 将仁

4月20日付で晴れて土地家屋調査士になることができました小川将仁と申します。

今まで、多くの偉大な先生方・先輩方にたくさんの事を教えていただき、育てていただいた身といたしましては、土地家屋調査士になれた今、非常に感慨深いものを感じております。

多くの先生方・先輩方にお世話になったように、自分もいつかは新しい芽を育てることが出来るようになればと考えております。

まだまだ未熟者ですが、精一杯精進してまいりますので、何卒よろしくお願い致します。



大和支部 新井 祥司

今年の6月に海老名市に事務所を開設致しました、大和支部所属の新井祥司と申します。

皆様方どうぞよろしくお願い致します。

私は学生時代、アメリカの大学で土地家屋調査士とは縁遠い分子生物学と生科学を専攻していました。

ごく簡単に説明しますと、分子生物学とは細胞内での生命現象を分子のレベルで叙述することが目的であり、生化学はその生命現象を化学的側面からアプローチすることを目的としています。

国際色豊かな環境、高い教育レベル、沢山の

良き友人にも恵まれていたので、大学卒業後はそのままアメリカに残り研究職に就きたいと考えていました。

しかし一方で、私が幼い頃から自宅の隣に事務所をかまえ土地家屋調査士をしている父の仕事にも興味がありました。

そこで卒業を機に一旦生物学から離れ、父の事務所で土地家屋調査士の業務を知るために働いてみるのもよい経験ではないかと思ったのです。

生物学とはかけ離れた分野で戸惑うこともありましたが、やりがいと責任感のある仕事であ

る事、自分には向いているかもしれないという手応えを感じたため、かなり早い段階で受験を決意しました。

その後の一年間は学生時代よりも必死に勉強した結果、最初の挑戦で合格をする事が出来、今年事務所を開設するに至りました。

まだまだこれから学ぶ事が沢山ありますし、多くの経験を積む事が大切だと思っています。

よちよち歩きの赤ん坊のような私ですが、早く一人前の土地家屋調査士になれるよう頑張りますので、皆様どうぞよろしくお願い致します。



スキー同好会

お知らせ

2013年スキー遊びの募集について

スキー同好会事務局 小橋 登

足腰の痛い年頃になりました。

スキーをやっていた人、やっている人で足腰の痛い人はあまりいません。

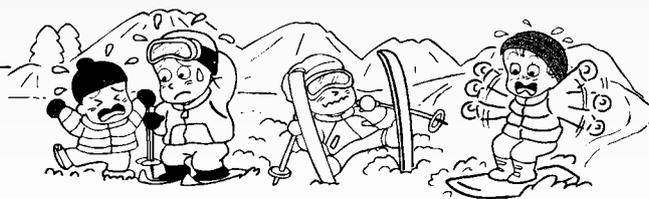
おそらくボケの人もいないと思います。

脳を若く保つ為にも、是非スキーを。まだ手遅れではありません。

下記のとおりお知らせいたします。

記

日 時	平成25年1月25日(金)～28日(月)まで (25日半泊)
場 所	田代スキー場
宿	ロジモントゼー
費 用	¥22,000 -
申込締切日	平成24年12月31日



申込先 小橋 登 TEL 042-784-9295 FAX 042-784-8906
佐藤 静子 TEL 045-701-6866 FAX 045-701-6020

編 集 後 記

妻の実家の近辺は相模原市内でも珍しく水田があり、小さな“米どころ”となっています。

実家も僅かばかりの田を所有して米を作っていますが、減農薬栽培のため、夏の終わりから秋にかけて雑草との壮絶な戦いが繰り返されます。たまに除草の手伝いをするのですが、残暑の中、ぬかるみに足を取られて思うように動けない上に、稲を痛めないように気を使い、雑草のみを選別して手作業で除去するのは想像以上に過酷です。現場作業には慣れているつもりですが、測量とは勝手が違い、半日もすると最初の自信はあっさりと打ち砕かれてしまいます。

本稿掲載の秋号が皆さんの手元に届く頃には“米一粒の有難み”を実感していることでしょう。 中川 裕久

今年はロンドンオリンピックが開催され、中継が夜中でしたが多くの感動を得られました。特に私が感動したのは女子卓球で、日本卓球界に初めてオリンピックメダルをもたらした功績は素晴らしいと思いました。北京オリンピックでソフトボールが金メダルを取ったのがつい

最近の出来事の様で、選手にとっての4年は長いと思いますが、私にはあっという間の4年間だったなと感じました。私が調査士試験の受験をしたのも、丁度オリンピックイヤーで、試験前にオリンピックが開会し、試験勉強に集中出来なかった事を懐かしく思い出しました。

(リオも楽しみ)

この神調報が発行される頃はすでにロンドンオリンピックは遠い過去になっていることでしょう。今回も日本の代表として多くの選手が活躍しました。我々はTVで試合だけを見て好き勝手なことを言って申し訳ない思いですが、とても楽しめました。今回は特に団体、チームの絆に感動しましたね。人ってやはりひとりでは生きられず、人から力や勇気もらい、そして人のためならより頑張れるのですよね。私もそんな人でありたい。

神調報もそんな仲間で作られているのかも知れませんね。但し「あなたのためを思って・・・」と押し付ける勘違い野郎にならないように注意！ (しらね)

広報担当副会長
広報部長
広報部次長
広報部理事
広報部理事
支部広報員

福本正幸
有野拓美
中川裕久
野口幸秀
松浦孝二
佐々木謙一
荒川原乗之
花島和之
内田博之
徳中寛彦
白根一彦
林健二
菱沼和久

後藤宏史
西野宏稔
足立尊仁
播磨誠司
岸本文幸
山口宏幸

発行 神奈川県土地家屋調査士会
横浜市西区楠町18番地
TEL (045) 312-1177(代)
FAX (045) 312-1277
E-mail
info@kanagawa-chousashi.or.jp

発行者 神奈川県土地家屋調査士会
会長 海野敦郎

印刷所 昭英印刷株式会社
大和市鶴間1-21-11
TEL (046) 261-0844(代)